

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名		福祉タクシー事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
				担当者名	大口 翔平	内線	2 6 8 2
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）		福祉タクシー事業（01-08-01）					
事務事業の種類		○ 新規事業（○ 22年度 ○ 21年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度		● 昭和 ○ 平成 56 年度		根拠	荒川区福祉タクシー事業実施要綱		
終期設定		○ 有 ● 無 年度		法令等			
実施基準		○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]					
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]					
	施策	バリアフリー化の推進[02-09]					
目的	重度の知的障がい者、歩行困難な身体障がい者及び外出に支障のある上肢障がい者に対し、日常生活の利便と生活圏の拡大を図るため、福祉タクシー券を提供する。						
対象者等	区内在住で、次の身体障害者手帳又は愛の手帳を所持する者（）内はH22.4時点の決定者数2,602人 下肢・体幹機能障がい者1～3級（1,169人） 視覚障がい者1・2級（219人） 内部障がい者1～3級（1,102人） 上肢機能障がい者1級（10人） 愛の手帳1・2度（102人） 施設・特養等入所者は除く 所得制限：扶養家族0人の場合、本人所得3,604,000円以下						
内容	【利用方法】 あらかじめ区が業務委託契約を締結したタクシー会社を利用する。（平成22年6月現在119社） 申請（申請書は、対象者に毎年送付する）→ 所得審査 → 交付決定 乗降車地域：23区内 受益者負担：なし 【交付内容】 申請月により交付される福祉タクシー券の冊数は異なる。（年最高額40,800円） 4～6月：4冊 7～9月：3冊 10～12月：2冊 1～3月：1冊 1冊（10,200円）… 500円券×15枚 + 100円券×27枚 【支払及び事務手数料】 タクシー会社からの請求に基づき、使用済みタクシー券の額面表示額の合計及び事務手数料を支払う。						
経過	昭和57年 4月 支給対象者拡大（内部障がい者1級、知的障がい者2度以上） 平成 3年 4月 区発行タクシー利用券から業者発行クーポン券に改め、乗降車区域を都内とする。 平成 5年 4月 年最高36,000円のクーポン券を40,800円（3,400円/月）に変更。 平成 6年 4月 支給対象者拡大（上肢機能障がい者1級） 平成10年 4月 所得制限（心身障害者福祉手当基準）導入。 平成11年 4月 業者発行クーポン券を区発行タクシー利用券に改め、乗降車区域を23区内とする。 事務手数料を8%とする。（平成12年：5%、平成13年～：3%） 平成14年 4月 前年の偽造券発見（荒川区）により、偽造防止タクシー券を発行。 平成16年 4月 前年の不正利用発覚（他区）により、防止策として本人の氏名記載と手帳提示を義務化。 平成18年 4月 牽制効果があったため、券への氏名記載をなくす。 平成20年 6月 金券ショップでの転売発覚。7月よりタクシー券にナンバリングをし、交付管理を実施。 平成21年 4月 不正防止策として全券面にカナ氏名と交付番号を印字 平成22年 4月 肝臓機能障がい者が交付対象となる。						
必要性	一般の公共交通機関を利用することが困難な障がい者が、日常生活を円滑に送り、生活圏の拡大を図るためには、柔軟な対応が可能なタクシーでの移動が不可欠である。福祉タクシー券を交付することでタクシーを利用しやすくなることから、必要性は高い。						
実施方法	（3委託） （直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 【タクシー業務委託先】 東京都個人タクシー協同組合 他101社（うち区内7社、車椅子対応37社）						

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額	99,241	99,938	100,706	100,390	102,914	101,193	102,273
	決算額（22年度は見込み）	95,500	98,913	100,113	99,865	100,574	99,979	102,273
	人件費		2,870	3,705	2,866	4,967	6,231	
	【事務分担量】（%）		55	65	75	80	115	
	合計（+）	95,500	101,783	103,818	102,731	105,541	106,210	102,273
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	95,500	101,783	103,818	102,731	105,541	106,210	102,273
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	交付人数	2,724	2,751	2,815	2,841	2,865	2,874	2,950

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需要	タクシー券印刷製本	2,479	タクシー券印刷製本	1,787	タクシー券印刷製本	2,138
		その他	60	その他	394	その他	125
	役務費	郵送料	1,129	郵送料	2,054	郵送料	1,824
	委託料	申請書封入委託	27	申請書封入委託	37	申請書封入委託	33
		タクシー券封入委託	19	タクシー券封入委託	20	タクシー券封入委託	18
		タクシー業務委託	96,860	タクシー業務委託	95,687	タクシー業務委託	98,135
		リフト付自動車助成	2,697	リフト付自動車助成	1,773	リフト付自動車助成	4,961

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
		交付人数	2,841	2,865	2,874	2,642	3,000	22年度は6月1日現在
		-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題） （指標分析）	・ タクシー券の不正使用に対し、抑制策を講じる必要がある。 ・ 契約している事業者が平成22年度119社と増加しており、業務委託契約及び支払事務が煩雑化している。							
	（ 実施 22 区 未実施 区 ） ・ 葛飾区 手当（外出支援分）として、月額2,500円を交付。							

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	利用者及びタクシー業者へ、適切な利用方法の周知徹底をする。	適正な事業運営。
	利用実績のないタクシー業者との契約を見直す。	業務委託契約及び支払における事務の効率化を図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	継続	現状の規模で実施する

状況（要質問状）	
----------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名		リフト付自動車利用助成事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
				担当者名	明山 ゆう子	内線	2 6 8 3
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）		福祉タクシー事業 (01-08-01)					
事務事業の種類		○ 新規事業（○ 22年度 ○ 21年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度		● 昭和 ○ 平成 4 年度		根拠	荒川区リフト付自動車利用助成事業実施要綱		
終期設定		○ 有 ● 無 年度		法令等			
実施基準		○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系		分野	生涯健康都市[]				
		政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
		施策	バリアフリー化の推進[02-09]				
目的	通常のタクシー利用が困難な電動車椅子等を使用して外出する心身障がい者（児）に対し、リフト付自動車を利用した場合に、利用料金の一部を助成し、生活圏の拡大及び社会参加の促進を図る。						
対象者等	以下のいずれかの者 下肢又は体幹機能障がい1・2級の身体障害者手帳を所持する電動車椅子利用者又は愛の手帳も所持する車椅子利用者。 身体障害者手帳又は愛の手帳を所持し、ストレッチャーで移動する者。 平成22年6月1日現在26人						
内容	【事業内容】利用を希望する者が、あらかじめ区に登録の申請をして利用認定を受けた後、利用者が直接、委託契約している事業者へ予約をし、利用する。 【利用方法】 対象者からの申請 → 審査 → 決定（リフト付自動車利用助成券を交付する） 利用者は、区が委託契約を締結している事業者の中から利用する事業者を任意に選択し、利用助成券とタクシー料金を支払い利用する。 事業者は、毎月利用助成券を区へ提出し、区は利用者負担を除いた助成金を支払う。 （基本料金：15kmまで7,520円 7.5km超えるごとに3,420円増） 【運行時間】 24時間利用可 【利用料】 利用者は通常のタクシー料金を支払う。 【予約方法】 利用者が直接事業者へ電話で予約する。 【乗降車区域】 23区内及び三鷹市、武蔵野市内（走行距離上限105kmまで） 【車種】 定員7～9人（車椅子2台分含む）モーター駆動リフト付						
経過	平成 4年 4月 リフト付タクシー運行事業開始。特命随意契約により日立自動車(株)に業務委託。 平成14年 4月 指名競争入札導入（委託先：日立自動車(株)） 平成16年 4月 リフト付タクシー運行管理業務委託をリフト付自動車利用助成事業業務委託に事業変更 年間借上方式から利用実績に応じた助成方式へ変更（複数事業者3社と契約）						
必要性	車椅子対応のタクシーが増加してきたが、電動車椅子やストレッチャーで乗車できるタクシーは、まだ少なく、電動車椅子等利用者の生活圏の拡大、社会参加の推進を図る手段として、本事業は必須である。						
実施方法	（3委託 ） （直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ） 委託先：日立自動車（株） 三陽自動車（株）						

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額	4,334	2,719	3,586	4,007	2,839	2,172	2,520
	決算額（22年度は見込み）	4,030	2,719	3,586	2,468	2,697	1,773	2,520
	人件費		862	854	671	847	245	
	【事務分担量】（％）		10	10	35	10	10	
	合計（+）	4,030	3,581	4,440	3,139	3,544	2,018	2,520
	国（特定財源）							
	都（特定財源）			1,786	1,231	1,424	1,087	1,760
	その他（特定財源）							
	一般財源	4,030	3,581	2,654	1,908	2,120	931	760
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	延べ利用者数	1,005	954	1,027	1,106	903	676	100
	延べ助成回数	483	408	504	405	451	329	50

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	利用助成金	2,697	利用助成金	1,773	利用助成金	2,520

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標		実利用者数	18人	15人	15人	7人	20人	22年度は6月1日現在
		延べ助成回数	405回	451回	329回	50回	500回	22年度は6月1日現在
		利用者数 / 利用登録者数	67%	50%	63%	27%	-	22年度は6月1日現在

（問題点・課題分析）	利用者が徐々に減少しているため、このサービスが必要な区民に対する周知と人数の把握が必要である。						
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）						

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	潜在的な利用者数の把握	より適切な規模で事業を実施することができる
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	現状の規模で実施する

況議 （要 会 質 問 状	
------------------------------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	コミュニティバス障がい者利用負担 助成	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
		担当者名	浅野 剛夫	内線	2 6 9 1
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（22年度）	コミュニティバス障害者利用負担軽減費 （01-08-02）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 22年度 ○ 21年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	○ 昭和 ● 平成 17 年度		根拠	荒川区コミュニティバス障害者運賃補助要綱	
終期設定	○ 有 ○ 無 年度		法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	● 計画 ○ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	バリアフリー化の推進[02-09]			
目的	荒川区内を運行するコミュニティバスの運賃を身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者については無料とし、障がい者の交通移動手段の確保を図る。				
対象者等	障がい者手帳所持者（区内・区外問わず）でバス利用者				
内容	【運賃免除方法】 コミュニティバス乗車時に運転手に対し障がい者手帳を提示し、運賃免除を受ける。 平成20年10月からは、コミュニティバス専用バスの提示により運賃免除とする。 【補助方法】 コミュニティバス運行事業者（京成バス）からの実績報告に基づく、障がい者手帳等による運賃免除を受けた実績人数により、通常運賃から障がい者の民営バス運賃割引を差し引いた金額を運行事業者に対し補助金額として支払う。 【民営バス運賃割引】 身体障害者手帳又は愛の手帳所持者の単独利用 ... 5割免除 第1種身体障害者手帳又は愛の手帳所持者の介護者同伴 ... 5割免除 については「心身障害者民営バス乗車割引証」が必要 精神障害者保健福祉手帳所持者の単独利用 ... 5割免除 【精神障がい者の取扱経過】 コミュニティバス運行開始時においては、精神障がい者については民営バス運賃割引が適用されなかったため、全額区が負担していた。その後、平成18年10月から手帳が写真付（更新の際に順次切り替え）となり、写真付手帳所持者については運賃割引適用となった。精神障害者保健福祉手帳が2年間の有期手帳であるため、所持者全員が写真付手帳となる平成20年10月から、民営バス運賃割引適用後の5割について区が負担することとなった。 これにより、障がいの種類にかかわらず、全障がいが民営バス運賃割引の対象となった。				
経過	平成17年4月20日 バス運行開始 平成20年10月 ・コミュニティバス専用バスの運用開始 ・精神障害者保健福祉手帳所持者が民営バスの運賃割引適用となり、全障がいが運賃免除の対象となった。 ・南千住ルート運行開始				
必要性	荒川区内を運行するコミュニティバスは障がい者に配慮された車両を導入し、障がい者の使いやすい交通手段として利用されている。障がい者の交通手段を確保するため、運賃免除が必要である。				
実施方法	（1直営）（直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 【補助支払】四半期毎実績払い				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額	442	930	1,460	1,266	1,908	1,857	1,514
	決算額（22年度は見込み）	0	930	1,207	1,241	1,515	1,720	1,514
	人件費		669	666	427	2,118	122	
	【事務分担量】（％）		15	15	5	25	5	
	合計（　＋　）	0	1,599	1,873	1,668	3,633	1,842	1,514
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
実績の推移	その他（特定財源）							
	一般財源	0	1,599	1,873	1,668	3,633	1,842	1,514
	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	補助対象者数		10,789	13,950	14,321	17,146	21,583	18,932
	パス発行件数					286	82	82

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	運賃補助	1,431	運賃補助	1,720	運賃補助	1,514
	一般需用費	パス印刷製本	84	パス印刷製本	0	パス印刷製本	0

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			19年度	20年度	21年度	22年度	目標値（25年度）	
標		補助対象者数（実績）	14,321	17,146	21,583	18,932	-	バスを利用した障がい者数（22年度は見込み人数）
		専用バス発行件数	-	286	82	2	-	22年度は6月1日現在
		-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題）	区内在住・在勤者以外の運賃 身体障害者手帳、愛の手帳（又は療育手帳）又は精神保健福祉手帳の提示により補助の適用となるため、区内在住・在勤者以外の運賃についても負担している。 平成20年10月より運用開始したコミュニティバス専用パスの利用促進を図る。
他区の実況	（実施 2 区 未実施 区） 千代田区・港区：福祉割引として無料乗車証を発行 その他、障がい者割引実施 2 区

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	相談支援業務の中で、コミュニティバスの利用、特に、専用パスの利用について、対象者への周知を図る。	障がい者の交通手段の確保、生活圏の拡大を図ることができる。
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	継続	利便性を向上するように取り組む

状況（要質問状）	
----------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	福祉のまちづくり・鉄道駅エレベーター等整備支援事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形 実
			担当者名	大口 翔平	内線	2 6 8 2
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）		鉄道駅エレベーター等整備支援事業費（06-05-77）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 21年度 ○ 20年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成 8 年度		根拠	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、東京都福祉のまちづくり条例		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等			
実施基準	● 法令基準内 ● 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	● 計画 ○ 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	バリアフリー化の推進[02-09]				
目的	1 建築物のバリアフリー化：高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）、東京都福祉のまちづくり条例に基づき、新築、改築の際、助言指導を行い、整備基準に適合させる。 2 移動、交通のバリアフリー化：バリアフリー新法に基づき、鉄道業者が行う鉄道駅のエレベーター設置等垂直移動手段確保の事業に補助を行う。					
対象者等	1 推進事務：一般都市施設を所有し又は管理する者（施設所有者等） 2 駅エレベーター整備補助：国土交通省が実施する交通施設バリアフリー化設備整備費補助要綱等に基づき、エレベーター等を設置する鉄道事業者					
内容	1 推進事務：施設所有者等の届出を受け助言指導し、整備基準に適合している場合、適合証交付。 （1）特定施設の新設・改修の届出を受け、指導・助言する。 （2）整備基準適合証の交付申請に応じ、適合証を交付する。 2 駅エレベーター整備補助：鉄道駅にエレベーターや誰でもトイレを設置する鉄道事業者に対し、国土交通省とともに工事費の補助を行う。 費用負担割合：鉄道事業者1/3以上、国1/3（ただし乗降客10万人以上の駅は対象外。）区市町村1/3（ただし都が1/2補助するため実質1/6） 参考 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）平成18年6月成立・施行、従来のハートビル法と交通バリアフリー法を統合し、旅客施設等と建築物のシームレスな整備を行う。					
経過	H 7年 3月 東京都福祉のまちづくり条例制定 H 8年 9月 整備基準制定（条例全面施行） H13年 2月 京成町屋駅にエスカレーター設置補助 H14年度から3カ年 東京都福祉のまちづくり地域支援事業を実施(歩道整備など行う。H17.3終了) H16年 2月 京成新三河島駅にエレベーター設置補助 H18年 6月 JR東日本・西日暮里駅エレベーターの設置補助 H20年 6月 京成町屋駅にエレベーター設置・だれでもトイレ設置補助 H21年 2月 京成町屋駅エレベーター等共用開始 H22年度 JR東日本・三河島駅にエレベーター設置・だれでもトイレ設置補助					
必要性	障がい者や高齢者をはじめ、すべての区民が、自由に行動し、社会参加のできるやさしいまちを実現する。					
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員) 1 推進事務：都市整備部建築課で実施、都特例交付金の受入事務のみ障害者福祉課 2 駅エレベーター整備補助：障害者福祉課にて事業者への補助及び都補助金の受入事務を行う					

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額	0	0	55,000	0	26,120	0	74,000
	決算額（22年度は見込み）	0	0	55,000	0	25,920	0	74,000
	人件費		431	854	342	424	407	
	【事務分担量】（％）		5	10	4	5	5	
	合計（＋）	0	431	55,854	342	26,344	407	74,000
	国（特定財源）							
	都（特定財源）	27,581	89	27,675	94	13,152	64	37,000
	その他（特定財源）							
	一般財源	-27,581	342	28,179	248	13,192	343	37,000
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	整備基準適合証交付件数	3	2	5	2	8	2	3
	特定施設届出・指導助言件数	17	9	13	10	3	4	3
	エレベーター等整備実績（台数）	0	0	2	0	1	0	1

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	エレベーター整備	25,920			エレベーター整備	37,000
		補助				補助	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値(25年度)	
	区内地上鉄道路数（含む都電）	21駅	25駅	25駅	25駅	25駅	19年度日舎線4駅開業
	国土交通省のらくらくお出かけ度ランクがの鉄道路	19駅	24駅	24駅	25駅	25駅	とは改札内外に段差がない場合
	区内鉄道路駅の整備状況	90.5%	96.0%	96.0%	100.0%	100.0%	/ の比率

（問題点・課題）	区の補助対象分については、整備が完了した。地下鉄道路駅については、都道府県事業であり、未整備の部分が残っているためバリアフリー化の要望をしていく。
他区の実況	（実施 21 区 未実施 2 区） ・独自まちづくり条例制定 2 区（実施 世田谷、練馬） ・独自まちづくり整備要綱策定 19 区（未実施 中央、足立、江戸川） ・共同住宅等に横だし・上乗せ規定し事前協議・届出

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	-	-
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	多数の人が利用する駅において、障がい者のみならずエレベーター整備は必要である

議（要質問）	22年予特 「JR三河島駅の下りエスカレーターを設置について」
--------	---------------------------------

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	バリアフリー整備促進事業		部課名	都市整備部都市計画課	課長名	菊池秀明
			担当者名	田中仁一	内線	2811
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（22年度）			バリアフリー整備促進事業費（01-11-01）			
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 22年度 ○ 21年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業	
開始年度	○ 昭和 ● 平成 13 年度		根拠	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	（通称）バリアフリー新法（平成18年法律第91号）		
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準			計画区分	● 計画 ○ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	安全安心都市[]				
	政策	利便性の高い都市基盤の整備[12]				
	施策	総合的な交通体系の整備[12-03]				
目的	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づき、交通結節点である公共交通機関と周辺の生活関連施設等をつなぐ線的なバリアフリー化、地域一体での連続的・面的なバリアフリー化を推進し、高齢者や障がい者など、誰もが安全・安心・快適に移動できる空間形成を重点的かつ一体的に推進するものである。					
対象者等	・ 公共交通事業者 ・ 道路管理者 ・ 交通管理者 ・ 公園管理者 ・ 建築主及び路外駐車場管理者など					
内容	【荒川区バリアフリー基本構想】 これまでの交通バリアフリー法とハートビル法を一体化させたバリアフリー新法の施行に伴い、区全体のバリアフリー整備の指針となるバリアフリー基本構想の策定 ・ 区全体におけるバリアフリー基本構想の策定 ・ 新たな重点整備地区の抽出 ・ 既存地区の基本構想の検証および見直しの実施 【日暮里駅周辺地区交通バリアフリー基本構想：既存地区】 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」に基づき、交通公共事業者、道路管理者、交通管理者等との協議を進め、併せて高齢者や障がい者団体等との意見を聴取して基本構想を策定 ・ 交通バリアフリー事業推進協議会：円滑なバリアフリー化の実施・進行管理を目的に設置 【町屋・区役所周辺地区交通バリアフリー基本構想：新規地区】 平成21年度に策定した荒川区バリアフリー基本構想により定められた重点整備地区のうち優先順位が最も高い「町屋・区役所周辺地区」の地区別基本構想を策定					
経過	平成12年11月 平成14年 3月 10月 平成18年12月 平成22年 3月	交通バリアフリー法施行 日暮里駅周辺地区交通バリアフリー基本構想策定 第1回交通バリアフリー事業推進協議会開催（以後、毎年1回の開催） バリアフリー新法施行 荒川区バリアフリー基本構想策定				
必要性	すべての人に利用しやすい施設等の整備を確実に推進させるため、必要性がある。					
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） ・ 基本構想の策定には、委託の実施及び区民、学識経験者、関係事業者等からなる協議会を設置する。 ・ 地区別基本構想を年1ヶ所ずつ4ヶ所の重点整備地区で策定する。					

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額	63	63	24	24	75	8,610	7,307
	決算額（22年度は見込み）	17	16	16	16	48	7,747	7,307
	人件費		1,100	2,186	2,196	847	5,701	
	【事務分担当】（%）		20	40	50	20	70	
	合計（+）	17	1,116	2,202	2,212	895	13,448	7,307
	国（特定財源）						2,400	2,300
	都（特定財源）						1,000	0
	その他（特定財源）							
	一般財源	17	1,116	2,202	2,212	895	10,048	5,007
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	開催回数（日暮里駅周辺地区）	1	1	1	1	1	1	1
	事業者参加率（%）（日暮里駅周辺地区）	100	100	100	100	100	100	100

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	食糧費	会議用賄い	6	会議用賄い	5	会議用賄い	8
	使用料	会場使用料	5	会場使用料	40	会場使用料	94
	報償費	手話通訳等謝礼	7	委員謝礼	186	委員謝礼	158
	委託料	介助業務委託	30	介助業務委託等	20	介助業務委託等	34
				基本構想策定業務	7,497	基本構想策定業務	7,013

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値（25年度）	
指標	新バリアフリー基本構想策定の進捗率	-	-	60%	70%	100%	全体基本構想：60% 地区別基本構想策定毎：10%増
	日暮里周辺地区バリアフリー進捗率（道路）	81%	81%	81%	81%	100%	整備済延長 / 必要整備延長
	日暮里周辺地区バリアフリー進捗率（施設）	78.9%	78.9%	100%	100%	100%	バリアフリー対応済施設数 / バリアフリー対応必要施設数 エレベーター・トイレ

（問題点・課題）	- 区民からの要望を各事業に反映していくためには、当然、事業者の協力が必要である。しかし、事業者側にも既存施設の現況や予算等もあり、要望のすべてを反映していくことは難しい。そうした状況のなか、各事業へ区民要望をいかに取り入れていくか、工夫と検討が必要である。 - 全体基本構想で定めた重点整備地区（4ヶ所）のバリアフリー化を推進していく。
他区の実況	（実施 14 区 未実施 8 区） 千代田区、港区、新宿区、台東区、墨田区、江東区、目黒区、世田谷区、中野区、杉並区、北区、板橋区、練馬区、葛飾区 港区・台東区は新法対応

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	荒川区バリアフリー基本構想（全体構想）に基づき、順次、重点整備地区における基本構想を策定する。	- 区民要望の反映が充実できる。 - 事業の進行管理がさらに把握でき、区と各事業者との連携強化が図れる。 - 実施計画を作成することにより、目標にあわせて事業を推進できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
重点的に推進	重点的に推進	高齢者等の移動や施設利用の利便性を確保するための最優先の事業である。

（要質問状）	- 平成14年一定 日暮里駅のバリアフリー化について - 三定 日暮里駅の大改造計画について - 四定 日暮里駅総合改善計画について - 平成18年三定 日暮里駅バリアフリー化の実施状況について
--------	--